

預かり保育の無償化について

共働き世帯など、保育の必要性があると認定を受けた場合には、3歳児クラスから月額11,300円（※住民税非課税世帯の満3歳児クラスの子どもは月額16,300円）を上限として、幼稚園の預かり保育の利用料が無償化されます。

月内の預かり保育利用日数に450円を乗じた額と、預かり保育の利用料を比較し、小さい方が月額11,300円（上記※は16,300円）まで無償となります。

（算定のイメージ）

利用料	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額
4,000円	10日	4,500円	4,000円	0円
9,500円	20日	9,000円	9,000円	500円

預かり保育の無償化の対象となるには、「施設等利用給付認定申請書」等をお住いの各区役所保健福祉課への提出して、保育の必要性の認定を受ける必要があります。申請書は幼稚園、各区役所等にあります。添付資料と一緒に、お住いの各区役所保健福祉課へ提出してください。（裏面参照）

無償化分の給付は、年4回行います。保護者は、預かり保育料を幼稚園へ一旦支払い、その後、3ヶ月分をまとめて幼稚園を通じて市に請求します。市は利用実績等に基づいて給付額を算出し、幼稚園を通じて保護者に無償化分を給付します。

無償化の預かり保育の流れ

- 1 保護者は、**保育の必要性**の認定を受けるために、施設等利用給付認定申請書、勤務等証明（申告）書等を準備し、お住いの各区保健福祉課へ提出してください。
 - ※ 申請書等は、各区役所保健福祉課、各幼稚園等にあります。
 - ※ 4月1日から入園する新入園児は、別途お知らせがあります。
- 2 各区保健福祉課で認定された児童は、その認定有効期間が無償化の対象となります。
- 3 保護者は、幼稚園等へ預かり保育料を支払った後、3ヶ月毎に幼稚園等を通じて、施設等利用費請求書、領収書（3ヶ月分）を市へ提出します。
- 4 市は給付事務を行い、幼稚園等を通じて、保護者に無償化分を給付します。

【保育の必要性の主な認定事由と必要書類】

※ 保護者等の状況により、必要な添付書類が異なる場合があります

保育を必要とする事由	施設等利用給付認定申請書に必要な添付書類
①就労（1ヶ月60時間以上）	勤務等証明（申告）書
②妊娠・出産	母子手帳、勤務等証明（申告）書
③疾病・負傷・障害	勤務等証明（申告）書、障害者手帳等
④同居親族の常時介護・看護	勤務等証明（申告）書、介護される者の診断書等
⑤災害復旧	勤務等証明（申告）書、罹災証明書、被災証明書
⑥求職活動	勤務等証明（申告）書
⑦就学	勤務等証明（申告）書、在学証明書等
⑧就学育児休業取得時の継続保育利用	育児休業取得証明書、育児休業にかかる入所児童の継続申請書

※ 詳細については、下記の各区役所保健福祉課等へお問い合わせください。

認定に関するお問い合わせ先

門司区役所保健福祉課	門司区清滝一丁目1番1号	331-1891
小倉北区役所保健福祉課	小倉北区大手町1番1号	582-3434
小倉南区役所保健福祉課	小倉南区若園五丁目1番2号	951-1032
若松区役所保健福祉課	若松区浜町一丁目1番1号	761-5926
八幡東区役所保健福祉課	八幡東区中央一丁目1番1号	671-6882
八幡西区役所保健福祉課	八幡西区黒崎三丁目15番3号	642-1448
戸畑区役所保健福祉課	戸畑区千防一丁目1番1号	881-9126
子ども家庭局保育課	小倉北区城内1番1号	582-2412

給付に関するお問い合わせ先

子ども家庭局幼稚園・こども園課	小倉北区城内1番1号	582-2550
-----------------	------------	----------